

ハンセン病菊池事件における特別法廷開廷の合憲性

【文 献 種 別】 判決／熊本地方裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 2 月 26 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 689 号

【事 件 名】 国家賠償請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 裁判所法 69 条、日本国憲法 13 条・14 条 1 項・37 条 1 項・82 条 1 項、国家賠償法 1 条 1 項、刑事訴訟法 439 条 1 項 1 号

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25570745

事実の概要

熊本県菊池郡（当時）で昭和 27 年に発生した殺人事件（以下では「菊池事件」とする）をめぐる罪などで起訴された被告人 X がハンセン病を罹患していることを理由に、熊本地裁は最高裁に裁判所法 69 条 2 項に基づく開廷場所指定の上申を行った。最高裁は、菊池恵楓園（以下では「恵楓園」とする）及びこれに隣接する熊本刑務所菊池医療刑務支所（以下では「支所」とする）を「特別法廷」とし、上申を認可した。熊本地裁とその控訴審は特別法廷で当該事件を審理し死刑判決を下し、最高裁は上告を斥け判決は確定した。X は同確定判決について 3 度にわたる再審請求を行ったが、いずれも棄却され、その後、X の死刑が執行された。ハンセン病病歴者である原告らは、菊池事件における特別法廷の開廷やそこで行われた審理が憲法 13 条、14 条、37 条、82 条 1 項に違反することは刑事訴訟上の再審事由に当たると主張し、検察官が再審請求権限を行使しなかったことが国家賠償法上違法であるとして提訴した。

判決の要旨**1 69 条 2 項の適法性審査と憲法 14 条 1 項の合憲性審査**

(1) 裁判所法 69 条 1 項は「裁判の対審、判決等を公開で行う……場所である法廷は、原則として裁判所庁舎の構内であるべきとし」、同条 2 項はその例外を定める。かかる同条の趣旨に照らせ

ば、特別法廷の開廷は「真にやむを得ない場合に限られると解すべきである。」

(2) 国会等でハンセン病患者の裁判のための臨時法廷の設置の必要性が議論されていたこと、最高裁裁判官会議で、「ハンセン病患者を被告人とする下級裁判所の刑事事件に関する開廷場所の指定については事務総局に処理させる旨の議決がなされて」いたこと、ハンセン病患者の特別法廷の上申はすべて認可され、それ以外の病気の患者の上申の認可率と大きく異なること、最高裁事務総局が調査委員会を設置・調査し、有識者の意見を聞いた上で 2016 年に公表した『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』（以下では『報告書』とする）は、事務総局が「診断書以外の科学的知見を具体的に検討した形跡」はないと指摘していることからすると、ハンセン病患者であるとの「事実のみから、定型的に開廷場所の指定を行って」おり、「菊池事件についても同様であったと認められる。」このように、「真にやむを得ない場合に当たるかを具体的に検討することなく行われた」開廷場所指定は、「科学的知見等を検討するまでもなく、裁判所法 69 条 2 項に違反する」。また、当時のハンセン病に関する科学的知見を踏まえて検討しても「真にやむを得ない場合に当たるとは認められ」ず、「菊池事件における開廷場所指定は裁判所法 69 条 2 項に違反する」。

(3) 上述のように、上申の認可率の大きな違い、国会等の議論や最高裁裁判官会議の議決に照らせば、「定型的かつ不合理な取扱い」は、ハンセ

ン病患者に対してのみ行われていたと認められ、「菊池事件における開廷場所指定は、本件被告人がハンセン病患者であることを理由として行われた合理性を欠く差別であり、憲法 14 条 1 項に違反」し、「このような違法・違憲の開廷場所指定に基づき行われた第一審及び控訴審の審理も……憲法 14 条 1 項に違反する」。また、裁判官及び検察官が「証拠物を扱う際、手にゴム手袋をはめ、箸を用いるなどしたことが認められ、これは……憲法 14 条 1 項に違反する。」

2 憲法 37 条 1 項、82 条 1 項の合憲性審査

(1) 憲法 82 条 1 項の「趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようことにあり（最高裁判平成元年 3 月 8 日大法廷判決・民集 43 卷 2 号 89 頁〔レベタ訴訟判決：引用者〕参照）、同法 37 条 1 項は、そのような公開の法廷で公平かつ迅速な裁判を受けることについて、特に刑事被告人の権利を明確にしたものである。」

(2) このような公開原則の趣旨や裁判所法 69 条の趣旨を踏まえると、「開廷場所は、傍聴人が入るのに十分な場所的余裕があり、開廷の告示をするなどの方法によりその場所で訴訟手続が行われていることを一般国民が認識することが可能で、かつ、一般国民が傍聴のために入室することが可能な場所であることが必要であり、その選定に当たっては、訴訟手続が秩序正しく行われることが可能なだけの物的設備を備え、かつ、公開の要請をも満たすことのできる開廷場所としてふさわしい場所であるかどうかについて、法廷が開かれる部屋の広さ、具体的形状、物的設備の状況等を踏まえて検討されなければならないというべきである。」

(3) 恵楓園で行われた法廷は「傍聴人が入るのに十分な場所的余裕を備えていたことがうかがわれ、部屋の広さや具体的形状、物的設備の状況等から見て、開廷場所としてふさわしい場所ではなかったとはいえない。」「支所については、臨時法廷を備えた施設であり、内部の設備も一通り法廷の形態を備えていたことが認められ、菊池事件の審理に「公開原則違反があったとは認められない。」

(4) 恵楓園や支所は「裁判所庁舎と比較する

と、広く国民が傍聴するのに適した場所とはいえない」が、「一般論として、……伝染予防の観点から、必ずしも国民の傍聴に適した場所とはいえない病院や療養所等」を開廷場所とすべき場合もありえ、「裁判所法 69 条 2 項は、このような事態も許容しているものと解される。」

(5) 原告らは裁判所法 69 条 2 項違反が直ちに憲法 37 条 1 項及び 82 条 1 項違反になると主張するが、特別法廷の開廷の必要性の問題とそこでの公開原則の問題は別である。しかし、裁判所法 69 条 2 項が必ずしも国民の傍聴に適したとはいえない場所を「開廷場所とすることを許容しているのは……適法な開廷場所指定がされることを前提とするものである」。上記の 2 つの問題が「別の事柄であるとしても、法廷は公開の要請と密接不可分の関係にある」ことや、2 項が例外規定であることからすると、「真にやむを得ない場合であるという必要性の要件を満たさず、同条 2 項に違反する開廷場所指定がされた場合には、原則に立ち返り、裁判所庁舎と同程度に国民の傍聴に適した場所で開廷し、かつ、相当の告示が行われない限り、公開の要請を満たさないから、憲法 37 条 1 項、82 条 1 項違反の問題が生ずる。」

(6) 恵楓園での審理は「園外から許可なく立ち入ることができない場所」でも行われたこと、開廷場所の周辺に「告示がされていないこと」等が認められる。そして、当時のハンセン病に対する国民の偏見や差別意識、1 (2) で示した国会等の議論、最高裁裁判官会議の決議や上申の許可率といった「事実を総合すると、ハンセン病を理由とする開廷場所指定それ自体が、裁判の場においてハンセン病患者とそれ以外の者とを接触させないことを目的とする点で国の強制隔離政策の一環ともいうべき実態であったと考えられ」、開廷場所指定は「一般の傍聴希望者が来園することは現実には想定し難いことを認識した上で」行われた疑いがあり、これは「一般国民の傍聴を拒否したに等しい」。

(7) 「少なくとも恵楓園で行われた審理については、裁判所庁舎と同程度に国民の傍聴に適した場所で開廷したものではなく、相当の告示も行われなかったものとして、憲法 37 条 1 項、82 条 1 項に違反する疑いがある」。

3 憲法 13 条の合憲性審査

「菊池事件における開廷場所指定及び審理を総体として見ると、ハンセン病に対する偏見・差別に基づき本件被告人の人格権を侵害したものと見て、憲法 13 条にも違反する」。

判例の解説

一 裁判所法 69 条 2 項の適法性審査と 憲法 14 条 1 項の合憲性審査

憲法 81 条の「処分」には、すべての国家行為の処分が含まれると考えられている¹⁾。また判例・通説は、裁判所が行う裁判や判決が「処分」に含まれることを肯定する²⁾。本判決は肯定説を前提とし、裁判所法 69 条 2 項に基づく開廷場所指定の適法性の審査を通じて、審査基準を示すことなく憲法 14 条 1 項に反すると判示した³⁾。

14 条 1 項の合憲性審査について学説では、後段列举事由に基づく区別を「疑わしい区分」とし、厳格な審査を及ぼす見解が一般的である⁴⁾。ハンセン病患者が「社会的身分」に該当するかは論者によって異なりうるが、差別の歴史、偏見の対象となりやすいこと、本人の意思で変更できないこと、民主過程での是正が困難であることからすれば、厳格な審査で判断されることになるだろう。本件「処分」の審査においては他の国家機関への敬讓の必要性がないことに加え、裁判は憲法に適合すべきことが行政処分よりも「はるかに強く要請され」⁵⁾、また「司法権の活動の場面において、憲法を含む法の貫徹が最も強く期待されるべき」⁶⁾であるため、「処分」に対して厳しい審査で臨むべきである。本件「処分」を違憲とする本判決の結論は妥当である⁷⁾が、上の議論から審査基準を明示しなかった理由を説明できるわけではない。

そこで、本判決が特に説明することなく憲法 13 条違反と結論づけていることに着目したい。一般に憲法 13 条は、「すべての人間を自主的な人格として平等に尊重しようとする」個人主義の原理を表明したものと説明される⁸⁾。また、憲法 13 条の「人格の尊厳」と 14 条の「人格の平等」⁹⁾が結びつき、14 条には「尊厳をもった存在として人は等しく扱われるべきであるという要請」¹⁰⁾があると説く論者は、「形式的・画一的な取扱いが要請される」人格価値の平等に対する違反については、審査基準を用いることなく平等権の侵害

を認定する¹¹⁾。本判決は立法・行政・司法のいずれもが、差別と偏見から科学的知見に基づくことなく、あるいはそれに反して、ハンセン病患者であるという事実のみに基づいて一律に取り扱っていたことに言及する(判決の要旨 1 (2))。とともに、本件の開廷場所指定は強制隔離政策の一環であったことを指摘する(判決の要旨 2 (6))。ハンセン病違憲国賠訴訟熊本地裁判決¹²⁾は、強制隔離という「人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当に評価し尽せず、より広く憲法 13 条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である」と判示した。強制隔離は、「人権の侵害があまりに重大かつ深刻」であり、『基幹的な人格的自律権』の否定、さらには公権力の適正な行使のあり方そのものに悖るもの」であるため、上記の判決のように「強い非難の根拠」として 13 条が顕現している、との見方が提示されている¹³⁾。

「人権保障の砦」とされる最高裁は、強制隔離の法的根拠である「らい予防法」に合憲の「お墨付き」を与えながら¹⁴⁾、具体的検討なく一律に特別法廷の開廷を認可し続けた。このことは、外出の「許可」を個別的に判断することを定めた同法 15 条を無視し、同法を超える絶対的隔離を貫くものと評される¹⁵⁾。本件が違憲の法律に基づいているだけでなく、それをもさらに踏み越えた違憲の「処分」であることに鑑み、本判決は審査基準を用いずに憲法 14 条違反と判示し、かつ 13 条違反としたのではないだろうか¹⁶⁾。

本判決は審理における取扱いを違憲と判断する一方で、開廷場所指定の違憲性から、直ちに審理それ自体を違憲と判示した(判決の要旨 1 (3))。「物」ではなく「人」として扱われることに刑事手続上の権利の独立の価値があり、「自らの生命・自由・財産に係る決定手続きに参加する権利は、人としての尊厳にかかわっている」¹⁷⁾と解される。したがって本判決の立場は妥当である。

二 憲法 37 条 1 項と 82 条 1 項の合憲性審査

本判決はレペタ訴訟判決を踏襲しつつ、憲法 82 条 1 項と憲法 37 条 1 項の公開原則の趣旨を明らかにする¹⁸⁾。ここで注意を要するのは、憲法だけでなく裁判所法 69 条の趣旨をも踏まえ、公開原則を満たすか否かの判断基準を提示していることである(判決の要旨 2 (2))。判決の要旨 2 (4)(5)

で明言しているように、本判決は裁判所法 69 条の趣旨から「公開の程度」の緩和を認めている。こうした緩和は憲法上、正当化されうるだろうか¹⁹⁾。

「基本権を確保するための基本権」と称される²⁰⁾ 裁判を受ける権利は、「人権を裁判的に保障する制度を支える根本原則であり、その他の手続的正義の原則とあわせ総合的にその憲法体制における意義が明らかにされなければならぬ²¹⁾」ず(強調は原文)、「紛争を公正に解決するにふさわしい手続的保障を伴うものでなければならない」とされる²²⁾。歴史的にみると裁判を受ける権利は、政治権力の濫用によって刑罰を受けないことを内容とする²³⁾。しかし「裁判所は、人権にとってのとりでであるが、同時に、人権にとっていちばんの脅威ともなる²⁴⁾。したがって、裁判の公正さを担保するために公開原則が必要とされるのである²⁵⁾。そして、「裁判は公平に行われるのみならず、公正であることが誰にも分る形で行われる必要がある²⁶⁾」ことからすれば、国は、37 条 1 項の「権利を害するような措置をとることができず、反対にそれを実効的ならしめるような措置をとるべき²⁷⁾」と解される。特別法廷は例外であるからこそ、公開の程度の緩和が認められるのではなく、むしろ被告人の権利あるいは傍聴の自由や報道の自由が保障されるための十分な措置が講じられなければならないと考えるべきだろう。

『報告書』の「有識者委員会意見」が指摘するように、問題の本質は裁判が社会から隔絶された場所で行われた点にある。本判決は、平等違反や強制隔離政策の一環であったことの認定を、公開原則違反の審査に十分に活かすことができていないが、個別の事案の裁判手続や審理に踏み込んで違憲判断を示した点は高く評価されるべきである。

なお、原告が控訴しなかったため、本判決は確定した。

●——注

- 1) 宮沢俊義(芦部信喜補訂)『全訂日本国憲法』(日本評論社、1978 年) 671 頁。
- 2) 最大判昭 23・7・8 刑集 2 巻 8 号 801 頁。宮沢・前掲注 1) 672 頁。
- 3) 巻美矢紀「判批」法教 477 号(2020 年) 139 頁。
- 4) 芦部信喜『憲法Ⅲ 人権各論(Ⅰ)〔増補版〕』(有斐閣、2000 年) 23~24 頁、佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、

2011 年) 200~201 頁、208~209 頁。

- 5) 宮沢・前掲注 1) 672 頁。
- 6) 樋口陽一ほか『憲法Ⅳ』(青林書院、2004 年) 106 頁[佐藤幸治]。
- 7) 憲法 14 条違反を認定した近時の判例の立場から検討してみても、違憲の結論が導き出されるだろう。もっとも、『報告書』は違法の判断にとどまっている。
- 8) 宮沢・前掲注 1) 197 頁。
- 9) 佐藤・前掲注 4) 174 頁。
- 10) 佐藤・前掲注 4) 199 頁。
- 11) 佐藤・前掲注 4) 208 頁。
- 12) 熊本地判平 13・5・11 判時 1748 号 30 頁。
- 13) 佐藤・前掲注 4) 176 頁。
- 14) 徳田靖之「ハンセン病隔離政策への司法の加害責任と検察の責務」法セ 757 号(2018 年) 71 頁。
- 15) 内田博文「特別法廷の違憲性とハンセン病差別・偏見」法民 499 号(2015 年) 6 頁、徳田・前掲注 14) 71 頁。
- 16) 木下和朗「菊池事件の裁判手続をめぐる憲法問題」法セ 757 号(2018 年) 80 頁は、菊池事件における「裁判手続の実態は、国家権力の行使を正当化する理由となるべき『公共の福祉』に欠けて」おり、憲法 13 条後段に反すると解する。
- 17) 長谷部恭男『憲法〔第 7 版〕』(新世社、2018 年) 262~263 頁。
- 18) 学説も両者の趣旨を基本的に同じものと捉えている。芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第 7 版〕』(岩波書店、2019 年) 259 頁。
- 19) この点を措くとしても、判決の要旨 2(2)の各検討事項は独立した要件であるのか否か等、不明確な点がある。また、判決の要旨 2(5)は 69 条 2 項に反する場所指定か否かで公開の程度が異なるとするが、その論理は理解しがたい。本判決は支所における審理を合憲とし、恵楓園における審理を「違憲の疑い」があるとの指摘に留まっているが、強制隔離政策の一環(判決の要旨 2(6))とみていることの一貫性に欠ける。
- 20) 鶴飼信成『憲法〔新版〕』(弘文堂、1968 年) 140 頁。
- 21) 芦部信喜編『憲法Ⅲ 人権(2)』(有斐閣、1981 年) 275 頁[芦部信喜]。
- 22) 芦部・前掲注 21) 286 頁[芦部信喜]。
- 23) 芦部・前掲注 18) 267 頁、奥平康弘『憲法Ⅲ』(有斐閣、1993 年) 384 頁。
- 24) 樋口陽一『六訂 憲法入門』(勁草書房、2017 年) 155 頁。
- 25) 大石眞『憲法講義Ⅰ〔第 3 版〕』(有斐閣、2014 年) 259 頁、渋谷秀樹『憲法〔第 3 版〕』(有斐閣、2017 年) 674 頁。
- 26) 長谷部・前掲注 17) 310 頁。
- 27) 宮沢・前掲注 1) 314 頁。